

令和4年度鞍手町議会第6回臨時会会議録（第1号）						
令和4年11月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年11月 4日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年11月 4日 午後 2時26分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会議録署名 員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第6回鞍手町議会臨時会議事日程

11月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第59号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）

令和4年11月4日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

ただ今から、令和4年第6回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において10番議員 許斐 英幸 議員及び11番議員 西藤 典子 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第58号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託して継続審査となっていましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

継続審査としておりました議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号について審査の経過と結果について報告いたします。

去る10月17日及び10月25日に委員会を開催し審査を行いました。

その中で、10月5日の定例会最終日に議員より、意見が出ました本会議最終日に追加提案として議案が提出されたことについて重要案件に対し、審査時間が短く慎重審議ができないとの意見や庁舎建設に伴う、現状説明を町が住民に対して事前説明会が必要なのではないかという意見が出たことから継続審査となっていました。

その後、10月25日に再度本委員会を開催し、このまま採決を取らないと庁舎建設のスケジュールにも影響が出るため10月5日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

なお、次のとおり附帯意見を付す事とします。

附帯意見

今回の地方債（町の借金）を利用した9億円を超える高額な増額補正は過去に類を見ない。従って、返済財源確保の努力を最大限に行うべきであり、公共施設の管理運用に民間活力を積極的に取り入れ管理運用費を極力削減すること。

また、新庁舎建設に伴う、返済が完済となるまでの間、町有資産を最大限積極的に売却し、返済財源確保に努め町の負担軽減を図ること。

更に、建設等にあたっては、現計画内で真に必要なものかを常に念頭に置き予算執行すべきである。

なお、本案の増額補正に関しては、住民への説明が十分できているとは言い難い。

新庁舎等建設における入札が不落となったこと及び議案第58号の増額補正に至った経緯を住民が納得できる丁寧な説明を行うこと。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第58号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第58号について討論は、ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

この補正予算は、8月に行われた庁舎建設等の入札が不落に終わり、しかも予定価格より約10億円もの差が生じたことから予算を上乗せするものです。

これは、庁舎建設及び関係する事業や中央公民館の大規模改修などを含めたもので総事業費は、元々約36億円でした。

それから物価高騰などもあり約44億円に、さらに53億円となっていました。

町では、令和2年4月に住民説明会を行いました但し総事業費53億円に対し、財源や返済の心配をする声がたくさん寄せられました。

また、平成30年12月の住民説明会で町長は、これまでの住民説明会とは、決定後の説明が多かった。行政主体から住民主体に変えたい。と答弁されています。

9月に行われた町長選挙でも、予算を上乗せして現行の庁舎建設を進めるとは。言ってなかったはずで。

住民の声を聴かずに、このまま進めるべきではないと判断します。そして、予算案が採択

されたとしても、住民の皆さんに丁寧に説明するよう要望します。

庁舎建設は喫緊の課題だと認識しています。

しかしながら、財源や起債の返還について町が進める事業は、庁舎建設ではありません。

物価の高騰等で全ての事業費が膨らんでいくのは間違いないと思います。今後の財政運営等を考えれば必要最小限のコンパクトな庁舎にすることを申し述べて反対討論とします。

○議長（星 正彦君）

ほかに、討論はありませんか。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号に関し、反対の立場で討論します。

新庁舎建設費は、当初、平成29年12月の基本計画では36.1億円の予定であったが、令和2年1月に基本計画の改定で44.3億円に増額され、さらに令和3年3月に基本設計に基づき53.2億円に増額されてきた。

去る、令和4年8月に実施した新庁舎建設に関する入札は、不落となった。

この理由は、物価高騰による不可抗力であると町長は、この事だけを強調し何らの手配を行っていない。

この間に、一般質問や特別委員会において昨今の国際情勢に伴う、物価高騰による予算増額を懸念した意見は多々あった。

ましてや町長は、令和4年3月の定例会で庁舎建設費は、53.2億円を堅持すると明言した。

今こそ現計画を見直し、再設計を選択する時期であると強く指摘しておく。

諸条件の変化があったことは、多少理解できるが町長は重大な発言をしたにも関わらず何らの政治責任を取ろうともしない。

従って、庁舎建設費の大幅な増額となる議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号には賛成できない。

○議長（星 正彦君）

ほかに、討論はありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号に関し、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、新庁舎等建設に伴う、9億円を超える増額補正である。この庁舎等建設事業費は、平成29年12月の基本計画では36.1億円、その後、令和2年1月に基本計画の改定で44.3億円に増額、さらに令和3年3月に基本設計に基づき53.2億円に増額され、今回の9億円を超える増額補正に至った。この増額補正は過去に類を見ない高額補正であるといえる。このような高額補正にも関わらず、その財源の大部分は鞍手町の借金となる地方債である。この返済財源として行財政改革で対応すると町長は、答弁したが大幅な財源確保は期待できない。この行財政改革という聞こえの良い言葉を利用したその場しのぎの詭弁としか受け止めることはできない。

職員の方々の思いや、これまでの経費削減努力には、敬意を表すが町長自身の努力は全く感じ取ることができない。

町の財政的負担を軽減するために、今こそ町有資産の付加価値の高い物件から売却するなど返済財源確保に努力すべきである。

更に町長は、町民が見ているとか町民の意見とか言葉を発しているが総務文教委員会は、この増額補正に関し、町民に対する説明会の開催を求めたが応じようとしなかった。

口では頻りに町民・町民と言っているが過去に類を見ない高額補正に対し、町民不在を拭い去ることができない。

とは言え、現庁舎は65年を超え老朽化が著しく特に漏電が頻繁に起こり、業務執行に著し弊害となっているこのような現庁舎では、業務執行に当たっている職員の持っているマンパワーが最大限発揮される環境とは言い難い。現庁舎が有する諸問題を解消するために新庁舎建設は、必要であることは、十分に理解している。

また、現計画による新庁舎等建設に当たり、為替や国際情勢を考慮し、時間を費やすことが必ずしも良い結果を得ることにならないとの考えに至った。

熟慮に熟慮を重ねた結果、現時点において、議案第58号に対し勇気を持って賛成することとし、その予算執行に関しては、厳しい目で見守ることとする。

以上、議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号の賛成討論と致します。

○議長（星 正彦君）

ほかに、討論はありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号に関し、反対の立場で討論し

ます。

一つ、36億円から44億円、53億円と予算が増額されてきた。この間、町長は堅持すると何度も答弁してきたが何ら堅持できていない。

二つ、多額の金額を新庁舎建設にかけているが町民は、納得していない。

三つ、今後どこから、この予算を返済していくつもりなのか考えていない。

四つ、小学校の統廃合や給食センターの建替え、くらの郷や大谷自然公園の維持管理費等、これからまだまだ予算がかかることを考えていない。

五つ、今回の9億円の増額補正であるが今後も建設費用の増額が懸念されることに納得できない。

六つ、国の予算だろうが、県の予算だろうが、町の予算であろうが税金である。このつけを誰が払っていくのか。これからの未来を担う若者や子供たちに、この借金を引き継がせることはできない。

以上、反対討論とする。

○議長（星 正彦君）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第59号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第4 議案第59号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第59号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を財源とする住民税非課税世帯等支援事業に要する経費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を主な財源とする本町独自の支援事業並びに乳幼児への新型コロナウイルスワクチン接種

に係る経費を編成しております。

本補正予算の主なものを申し上げますと歳出では、3款 民生費において国費を財源とする住民税非課税世帯への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に伴う、関連費用として1億4,340万9千円を追加しております。

同じく臨時交付金を主な財源とする本町独自の支援事業として住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金の給付に伴う、関連費用として、2,792万3千円を追加しています。

また、私立保育所等に対する物価高騰対策に係る補助経費として756千円を追加しています。

次に、4款 衛生費では、国費を財源とする生後6ヶ月以上4歳以下の乳幼児を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連費用として311万1千円を追加しております。

次に、7款 商工費では、臨時交付金を主な財源とする本町の独自支援事業として電気・ガス・油脂燃料等の価格高騰により影響を受けている町内の中小企業を対象とした中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金の給付に伴う、関連費用として、3,774万9千円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金等を追加しております。

そして、これらの要因により生じた財源不足額1,230万1千円は、財政調整基金積立金を減額することにより、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2億64万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億9,227万円としております。

以上が、日程第4 議案第59号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

議案第59号について、まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

2款 総務費及び3款 民生費について10頁から13頁まで質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

今の提案理由の説明の中にあります、本町独自の云々ということがありますが、今の質疑の範囲内でいくと13頁の住民税均等割の世帯に対する支援金がそれに当たるとは思いま

すがどの部分が本町独自なのか、これ自身が本町独自で他の自治体は、こういった支給をやっていないのか、それともやっているけども何らかの条件、これが本町独自にあたるのか、そのへんの事を教えていただきたいと思います。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。まず、今回の臨時交付金を使った事業でございますが独自事業といたしまして3事業ございます。

まず3款 民生費の住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金の給付事業これが一つと次に、同じく民生費で保育所等物価高騰対策費補助金給付事業、それから7款 商工費になりますが中小企業、電気、ガス、価格高騰対策支援金給付金事業、この三つを本町独自の支援事業として、取り組むこととしております。

本町が独自という捉え方なのですが、これは国の臨時交付金5,300万円ほど今回いただいておりますが、それを活用して本町の内部で検討を行い事業化を行ったものというふうに捉えて、本町独自支援というような言い方をしております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

次の中小企業のとこまでお答えいただきましたけども、そうすると住民税課税、失礼、均等割のみの課税世帯っていうのは、他の市町村ではやっていないというふうに受け止めるべきなのか、それとも他の自治体でもやっているけども、その支給条件が何らかの支給条件が違うというふうに受け止めるのか、そのへんは、どう受け止めていいのかを教えてください。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。この均等割のみ課税世帯の支援制度でございますが私どもが調べたのは近隣では、小竹町のみでございます。他の近隣については、調査を行っておりません。

支給の額、内容につきましても本町の方で考えて今回制度化したものでございます。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。大体状況は、わかりました。他では行っていないところもあるけども、本町独自でこういうことをやろうとしたと。その時に自由な裁量で何らかの事業を創出してきたのか、それとも国の方で国もしくは県の方から、この交付金については、こういうふうな形で使ってくれというような何らかのメニューがあったのか。そこを教えてください。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設をされまして今回鞍手町の方に交付を受けておりますが国から示されております推奨事業メニューというものがございまして、これは2本の柱になっております。

一つの柱が生活者支援、この中にエネルギー、食料品等の物価高騰に伴う、低所得世帯の支援というメニューがございまして、この均等割のみ課税世帯に対する生活支援につきましては、生活者支援の低所得世帯支援とメニューに基づく実施というふうに考えております。

もう一つの柱が事業者支援でございまして、エネルギー価格等の高騰によりまして、中小企業の経営支援対策といたしまして、国の推奨事業のメニューにございまして、それに基づき取り組むものでございます。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

10頁の住民税非課税世帯に対する支援のほうで鞍手町におきましては、何世帯あって、その結果、一世帯当たりいくらの支援がなされるのかということと13頁の均等割のみ課税世帯、この方たち対象者が何世帯あって、1世帯当たりいくらの支援になるのか、お尋ねします。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。まず、住民税非課税世帯への緊急支援事業でございますが対象世帯が2,800世帯ございます。1世帯当たりの支援金は、5万円となっております。

続きまして、もう一つの住民税の均等割のみ課税世帯に対する支援制度でございますが、対象世帯が550世帯、そして1世帯当たりの給付でございますが5万円としております。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

次に進みます。4款 衛生費及び7款 商工費について14頁から15頁まで質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

15頁の中小企業の価格高騰対策支援金ですけれども内容を詳しく教えてください。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で電気ガス、油脂燃料の価格高騰の影響を受けている町内の中小企業等を対象に6ヶ月間の購入額、これは18万円以上としておりますが、この6ヶ月間の購入額の2割を支援金として交付するものでございます。

上限額は、法人が50万円、個人が15万円としております。この対象となる経費につきましては、電気代、ガス代、油脂燃料の合計額で油脂燃料は、ガソリン、重油、軽油、灯油を該当するものとしております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

同じ所ですが、これ事業者ということなので法人、個人、というのがあるといふふうに考えられますが一律にこれですか。それとも個人事業者は個人、法人事業者は法人というふうに分けていますか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

対象者の定義の中で個人、法人という事に差はありません。今言いました上限額が法人は50万円、個人が15万円です。これらの対象者の定義としましては、鞍手町に本社、本店、それから主たる事業所がある中小企業等ということで基本的には、確定申告の所在地で判断をいたしたいと思えます。

なお、この中には農業者、中小企業基本法の中にある農業者の中小企業者に該当しますので含まれることになります。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうしますと、そういう時期というものもちょっと考えなければならないのではないかなと思えますが、これ申請に該当するその事業者の何月何日から何月何日までの6ヶ月間とか何月何日までにそういうしている人の、この直近6ヶ月とか何かそのへんの条件ってどういうふう設定されているのですか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

この6ヶ月間につきましては、令和3年4月から令和4年の9月末までの18ヶ月間、この中の最もやはり量をたくさん使った6ヶ月間を選択することができます。

但し、これは連続する6ヶ月間ですので使用した月が多い月だけをピックアップすると

ということではなくて連続するか6ヶ月間で1番多いところを選択していただくということになります。

ちなみに、冬場にたくさん使うところであれば冬場の6ヶ月間を選択していただければいいということになります。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうすると創業6ヶ月未満の事業者というのは、これに該当しないっていうふうに理解すべきなのか、それともその3ヶ月だろうと2ヶ月だろうと、この条件を満たせば満たした月数、例えば2ヶ月なら2ヶ月分を補助するのかっていうのは、どういうふうに理解したらいいですか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

直近で創業された方もいらっしゃいますので1ヶ月間でもこの条件を満たせば該当するというふうに解釈しております。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

同じところなのですが、申請するときには個人事業主さんとか法人の方が、どういった書類であったり、どういった手続方法の流れになっていくのか教えてください。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

基本的には、確定申告書で事業所の所在、対象者であるかどうかを判断いたします。

又、対象となる経費が確実に支払われたかどうかというのは、領収書あるいは、例えばク

レジット払いであればクレジットの明細等、銀行の引き落とし、そういったものを持って確実に支払われたということを確認して交付の対象としたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から9頁まで質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

9頁の地方創生臨時交付金、この額については、上限の枠というのがあるのでしょうか。

それとも、もっと貰えるというか町に落として貰えるようなお金というものがあるのでしょうか。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。今、9月30日付けで交付の上限額として、5,374万9,000円の内示を受けている所でございます。今現時点の情報では、これ以外にという情報はございません。

以上でございます。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

同じく下の電力・ガス・食料品等の補助金についてはどうですか。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。今、ご指摘のありました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の補助金につきましては、これは住民税非課税世帯に対するプッシュ型の5

万円となりまして、これは、今現在、まだ所要額調べの段階で想定の数値を計上させていただいておりますが、これにつきましては、この想定の数値以上実績が出れば、その分の補助金がいただけると、そういった性質のものになっております。

以上でございます。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

と言うことは、これはもう事業が決まっているという事ですよ。低所得者の分の、その分の補助金である事から、これしか使えないという事で解釈をしていいですか。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えいたします。その通りでございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

地方創生臨時交付金の町独自の事業についてですけれども、三つ独自の事業があるというふうにお答えにありましたけれども、全てが特に住民税均等割のみ課税世帯だとか、この分については、いわゆる低所得者の方に対するものであって、ただ物価高騰は、町民全体にかかっているわけだし全員がその影響を受けているわけですよ。

これに対して、低所得者のみとした部分については、何か理由があるのでしょうか。併せて、境界がありますよね。住民税非課税の境界、例えばこれは、給付金が行われる事によって、その近い所におられる方が逆に不利益っていいですか、そういう事にならないだろうかというふうに思います。不利益とは言いませんが。

○議長（星 正彦君）

今、執行部の方から、宇田川議員もう一度、質問していただきたいという事で正確な答弁しますから、ひとつよろしくお願いします。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

13頁の住民税均等割のみ課税世帯に対する物価、云々の給付金ですけれども、この中身については、先ほど言いました物価高騰は、国民全員にかかっている状況であるわけで、なぜここだけに焦点をあてたのかという事です。先ずそこからお伺いします。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。議員がおっしゃるとおり、今回のエネルギー高騰、食料品等の高騰の影響というのは、皆さんが受けているというふうに認識はしております。

しかし、その中でも非常に大きな生活への影響を受けている住民税非課税世帯、そして住民税の均等割のみ世帯に対して町からの支援が必要ではないかということで、これは別に国の方の推奨事業のメニューにも示してあります通り、住民税非課税世帯の対象とならない世帯、低所得世帯への支援をとというメニューがございますので、それに基づいて支援を今回行うものでございます。

以上でございます。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

低所得者のところが一番影響を受けるというのは間違いないことではありますけど、それを言えば本当を言うと、もう消費税をゼロにすれば一番いいことですが、ただこの今回の均等割のみ課税世帯というところでの線引きですよね。ここをどこで線を引いているのか。

その線引きは、少し上の方は結局、恩恵を授からないという形になるわけですけども、このへんについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。今回の国の交付金を活用した推奨事業のメニューの中では、低所得世帯という線引きがございます。

今回、税務住民課といろいろ協議をした結果、鞍手町では、所得割のかからない世帯、課税世帯であっても均等割のみ課税世帯を低所得世帯とするというふうに制度化したものでございます。

他の近隣を調べましても、低所得世帯支援といたしまして均等割のみ課税世帯に対する支援というのは、全国的に取り組まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第59号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時23分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

日程第4 議案第59号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第5号。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程は、全部終了しました。

これをもって、令和4年第6回臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 許 斐 英 幸

議員 西 藤 典 子